

ご案内

受け付けを延長します
東日本大震災義援金

市で行っている義援金の受け付けを、2015年3月31日まで延長します。ご協力をお願いいたします。

【義援金箱の設置場所】

福祉総務課(市庁舎7階)、市民課(市庁舎1階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、国際版画美術館、総合体育館、町田市市民ホール、市庁舎1階のコンビニエンスストア(受付時間)平日の午前8時30分～午後5時)

※福祉総務課、各市民センターでは窓口でも受け付けています。

※お受けした義援金は、日本赤十字社を通じて、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の被災者の方にお届けします。

問日本赤十字社東京都支部 03・5273・6742、町田市福祉総務課 724・2537 050・3101・0928

納付申出制度
始まります。国民年金保険料法定免除中の

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方が、老齢基礎年金額の増額を希望するときは、保険料の後払い(追納制度)をご利用いただいています。

4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」により、保険料の口座振替や前

ものづくり産業の販路拡大を支援
町田市トライアル発注認定制度の申請者募集

「町田市トリアル発注認定制度」は、市内ものづくり産業から生まれた、新規性が強く優れた商品の普及を目指す、2013年度に創設した制度で、市が定める基準を満たす商品とそれを生産する市内中小企業者を認定するものです。初年度は8社8商品を認定しました。

認定商品は、市が作成する「認定商品カタログ」や本紙、町田市ホームページに掲載し

納による保険料の割引などの制度を併せて利用できるようになります。納付希望の方は、保険年金課国民年金係、または八王子年金事務所に出書を提出して下さい。

問保険年金課 724・2127 050・3101・154、八王子年金事務所 042・626・3511

4月1日から始まりす
固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2014年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。

縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載は無し)が記載された土地・家屋

税を完納していること) 認定基準 次の要件をすべて満たすこと ①申請時点で、販売開始から5年以内である ②認定品が、既存の商品とは別個の範囲に属するものであるか、同一の範囲に属して

ものづくり産業の販路拡大を支援
町田市トリアル発注認定制度の申請者募集

「町田市トリアル発注認定制度」は、市内ものづくり産業から生まれた、新規性が強く優れた商品の普及を目指す、2013年度に創設した制度で、市が定める基準を満たす商品とそれを生産する市内中小企業者を認定するものです。初年度は8社8商品を認定しました。

認定商品は、市が作成する「認定商品カタログ」や本紙、町田市ホームページに掲載し

納による保険料の割引などの制度を併せて利用できるようになります。納付希望の方は、保険年金課国民年金係、または八王子年金事務所に出書を提出して下さい。

問保険年金課 724・2127 050・3101・154、八王子年金事務所 042・626・3511

4月1日から始まりす
固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2014年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。

縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載は無し)が記載された土地・家屋

税を完納していること) 認定基準 次の要件をすべて満たすこと ①申請時点で、販売開始から5年以内である ②認定品が、既存の商品とは別個の範囲に属するものであるか、同一の範囲に属して

も著しく異なる使用価値を有するため、実質的に別個の範囲に属すると認められる ③認定品が、技術の高度化、経営効率の向上、市民生活の利便の増進に寄与すると認められる ④認定品の生産方法、必要な資金額、資金調達方法が、事業者の新たな事業分野開拓のために適切なものである

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。 問産業観光課 724・2129 050・3101・9615

※組み合わせは、(イ)で2点、または(イ)と(ロ)で各1点ずつ ①官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、年金手帳及び証書、写真の無い住民基本台帳カード、納税通知書等) (ロ)その他、法人が発行した写真付きの身分証明書等

問資産税課 724・2116、2118 050・3085・6094

【納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度】 土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が閲覧できます。

問資産税課 724・2506 050・3085・4992

2014年度から住宅用地と市街化区域農地(田・畑)の固定資産税及び都市計画税の据置特例措置が廃止されました。

据置特例措置の廃止

今年度の課税標準額は、負担水準率が100%未満の方は、今年度の評価額に課税標準特例率(固定資産税は評価額の3分の1か6分の1、都市計画税は評価額の3分の1か3分の2)を乗じた額の5%を前年度課税標準額に加算した額となります。

詳細は町田市ホームページ

【固定資産税の評価額に不服がある場合】 縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

ただし、2014年度は基準年度(2012年度)でないため、地目の変換、形質変更、家屋の増築などの事情により価格が変わった場合や、土地価格の下落修正があった場合のみ、審査の申し出ができます。

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

新規購入のご案内
東京都シルバーパス

満70歳以上の都民の方は、都内の民営バス、都バス、都営地下鉄等が利用できる「東京都シルバーパス」(9月30日まで有効)が購入できます(毎年9月に更新が必要)。

問環境・自然共生課 724・4391 050・3160・5220

【固定資産税の評価額に不服がある場合】 縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

ただし、2014年度は基準年度(2012年度)でないため、地目の変換、形質変更、家屋の増築などの事情により価格が変わった場合や、土地価格の下落修正があった場合のみ、審査の申し出ができます。

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

配布しています
障がい者サービスガイドブック2014

障がい者サービスガイドブック2014には、市の障がい福祉サービスの内容と、各問い合わせ先が掲載されています。

問東日本バス協会シルバーパス専用電話 03・5308・6950 (受付時間) 平日の午前9時～午後5時、町田市高齢者福祉課 724・2141 050・3101・6180

【固定資産税の評価額に不服がある場合】 縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

ただし、2014年度は基準年度(2012年度)でないため、地目の変換、形質変更、家屋の増築などの事情により価格が変わった場合や、土地価格の下落修正があった場合のみ、審査の申し出ができます。

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

問法制課 724・2506 050・3085・4992

中止します
4月の日曜朝市

4月の日曜朝市は、会場の都合により中止します。次回は、5月4日(祝)午前7時～8時に、教育センター1校庭で実施します。

問農業振興課 724・2166 050・3101・9913

田営業所・町田駅前サービスセンター・町田ターミナルサービスセンターへ。 ※必要書類に不足がある場合、手続きができません。詳細はお問い合わせ下さい。

問東日本バス協会シルバーパス専用電話 03・5308・6950 (受付時間) 平日の午前9時～午後5時、町田市高齢者福祉課 724・2141 050・3101・6180

緑のカーテン 種まき実習会 今年の夏に、ゴーヤ等のつる性植物による緑のカーテンに取り組みたい市民の方等を対象に、種まきの方法を分かりやすくお伝えします。小さなお子さんも一緒に参加できます。

※直接会場へおいで下さい。 日 4月12日(土)、午前10時～11時、午後1時30分～2時30分(各回とも同一内容) 場下小山田苗圃(下小山田町2484-1)

問環境・自然共生課 724・4391 050・3160・5220

問環境・自然共生課 724・4391 050・3160・5220

問環境・自然共生課 724・4391 050・3160・5220

中止します
4月の日曜朝市

4月の日曜朝市は、会場の都合により中止します。次回は、5月4日(祝)午前7時～8時に、教育センター1校庭で実施します。

問農業振興課 724・2166 050・3101・9913

おむすびの祭り、おむすび祭り

おむすび祭り、おむすび祭り

おむすび祭り、おむすび祭り

おむすび祭り、おむすび祭り